

綱紀・懲戒手続 検討のたたき台(案)その2

弁護士会が懲戒処分をしたときはその旨を遅滞なく日弁連に報告し、日弁連はこの報告を受けたとき又は自ら弁護士の懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない、とすることはどうか。